

令和 4 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 19 |

令和 4 年 6 月 2 1 日 (火曜日)

文教福祉委員会会議録

令和4年6月21日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時24分閉議（実時間80分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第49号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
1. 議案第58号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 金子昌平君
委員 大倉裕一君
委員 友枝和也君
委員 中山諭扶哉君
委員 橋本幸一君
委員 橋本徳一郎君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

教育部長 中 勇 二 君
教育部次長 松 川 由 美 君
生涯学習課長 高 崎 博 文 君
理事兼教育政策課長 田 中 智 樹 君
健康福祉部長
（福祉事務所長兼務） 丸 山 智 子 君
健康福祉部次長
（福祉事務所次長兼務） 福 本 桂 三 君
健康福祉部次長
（福祉事務所次長兼務） 白 川 健 次 君
理事兼生活援護課長 鶴 田 洋 明 君
こども未来課長 辻 田 美 樹 君
健康推進課長
（子育て世代包括支援センター所長兼務） 森 田 克 彦 君
理事兼国保年金課長 西 田 裕 一 君
介護保険課長 中 村 光 宏 君

○記録担当書記

松 崎 広 平 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
それでは、定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付しております付託表のとおりであります。なお、令和2年7月豪雨に関連する予算・事件・条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

○議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳出の第9款・教育費について、

教育部から説明願います。

○教育部長（中 勇二君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日はよろしく願います。教育部でございます。

それでは、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、教育部所管分について次長の松川から御説明いたしますので、よろしく願います。

○教育部次長（松川由美君） 教育部の松川でございます。それでは、着座にて御説明をさせていただきます。

予算書3ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費の補正額の欄になります。1億2778万2000円を追加し、補正後の額、一番右端になりますけれども、44億8224万円といたしております。

なお、ただいま申し上げました補正額1億2778万2000円のうち、教育部が所管いたします金額は1億1890万円でございます。差額の888万2000円は、経済文化交流部所管分でございます。

それでは、歳出の具体的内容について御説明をいたします。

16ページを御覧ください。

まず、款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費です。

新型コロナウイルス感染症対策事業で、小学校の管理運営経費として、需用費663万1000円、使用料及び賃借料102万7000円、備品購入費1884万2000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中、引き続き感染症対策に万全を期す必要があります。特に学校において、児童生徒が安心して学べる環境整備が重要であることから、校長判断により、迅速かつ柔軟に対応ができるよう、消耗品や備品購入のための経費を補正するものでございます。小中・特別

支援学校に対して実施を予定しておりまして、本表は小学校分でございます。

なお、これまで、令和2年度9月と令和3年度6月の2回、同様の内容で予算措置をしております。

特定財源の国県支出金2650万円は、県の学校保健特別対策事業費補助金から事業費の2分の1の1325万円を、残り1325万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

続きまして、16ページ下段を御覧ください。

款9・教育費、項3・中学校費、目1・学校管理費です。

ただいま申し上げました小学校費同様の内容の中学校分になります。新型コロナウイルス感染症対策事業で、中学校の管理運営経費といたしまして、需用費266万7000円、使用料及び賃借料20万4000円、備品購入費1312万9000円を計上いたしております。

特定財源の国県支出金1600万円も、小学校費同様、県の学校保健特別対策事業費補助金から事業費の2分の1の800万円を、残り800万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

次、目2・教育振興費の中学校の教育研究校事業に30万円を計上いたしております。

これは令和4年4月、県の教育委員会から、鏡中学校が、学校体育研究推進校に指定をされました。指定校となった鏡中学校では、積極的に運動に親しむ資質や能力を育成し、効果的に体力の向上を図る学校体育の在り方について研究することとなります。

今年度から来年度までの2年間、実践的研究と研究成果の県内普及について委託されましたので、消耗品や切手など事業実施に係る経費といたしまして、旅費6万5000円、需用費23万2000円、役務費3000円を計上いた

しております。

特定財源といたしましては、国県支出金10万円は、県の県指定研究推進校補助金から、また諸収入20万円は、熊本県PTA教育振興財団助成金及び熊本県学校給食会助成金から、それぞれ10万円ずつでございます。

次、17ページをお願いいたします。

款9・教育費、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費です。

先ほど来、説明いたしております、新型コロナウイルス感染症対策事業の特別支援学校分でございます。需用費に103万5000円、備品購入費256万5000円を計上いたしております。

特定財源の国県支出金は、小・中学校費と同様でございます。

次に、款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業で、学校給食費支援として、補償、補填及び賠償金で4800万円を計上しております。これは、コロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する子育て世帯への生活支援を目的に、市立小中・特別支援学校及び幼稚園の給食費を減額し、その分を補償するものでございます。

児童生徒・園児1名当たり6000円を予定しており、対象園児、児童生徒数を8000人見込んでおりまして、補償金の支払い先は市学校給食会や給食センター、あるいは単独調理校になります。

特定財源の国県支出金4800万円は、全額、今回、国でコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として予算措置されました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

次に、一番下になります。

款9・教育費、項7・社会教育費です。

まず、目1・社会教育総務費で、自治総合セ

ンターコミュニティ助成事業といたしまして、負担金補助及び交付金1500万円を、また、目2・公民館費で、自治公民館整備補助金事業として、同じく負担金補助及び交付金50万円を計上いたしております。これは、両方とも自治公民館であります、井上町公民館の建て替えに伴い、経費の一部を補助するものでございます。

まず、目1・社会教育総務費の1500万円ですが、これは井上町町内会が、一般財団法人自治総合センターの、宝くじ社会貢献広報事業でありますコミュニティ助成金制度を活用して、自治公民館を整備するものでございます。

現在の井上町公民館は、建築後約50年が経過し、老朽化が著しいことから、新たに建て替えることとなりました。昨年度、助成金制度に申請し、今年度、事業の採択通知を受けたことから、今回補正を計上するものでございます。

事業主体は井上町町内会で、総事業費は3066万8000円、助成金額は補助率5分の3で、上限1500万円でありますことから、今回の助成金額は上限の1500万円となっております。予算書の特定財源、その他の欄の1500万円がそれでございます。

また、その下、目2・公民館費の50万円は、公民館建て替え等経費のうち、先ほど申し上げましたコミュニティ助成金制度の対象外となった放送設備改修に要する経費について、自治公民館整備補助金として補助するものでございます。

次に、18ページ、目4・図書館費です。

新型コロナウイルス感染症対策事業で、市立図書館の管理運営経費として、使用料及び賃借料で900万円を計上しております。これは、新しい生活様式への対応や外出制限がある場合の読書の機会を確保するため、電子書籍を追加整備する経費でございます。

本市では特に児童生徒の読書活動のさらなる

推進を図るため、新たにシステムを構築いたしまして、本年2月から、1人に1台整備しているタブレット端末を活用して、市立図書館の電子書籍の閲覧・貸出しができるようにいたしております。今回、児童生徒向けの電子書籍を中心に追加購入し、蔵書の充実を図るものでございます。

特定財源の国県支出金900万円は、県の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金で、上限の300万円を、そして残り600万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

以上が教育部の6月補正予算提出分の内容でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 最後にちょっと説明があった図書館の電子書籍ですね、システム構築されたということですが、どういう手順で、貸出しということになるのでしょうか。

○生涯学習課長（高崎博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生涯学習課の高崎でございます。

先ほどシステムを構築して、どういうふうな手順で借りることができるのかということでございます。

通常はですね、市立図書館の図書カードを登録して借りるような形になるんですけども、市立図書館の貸出カードと、生徒一人一人に与えられておりますタブレット端末のアカウント番号を連結させまして、市立図書館の電子書籍の閲覧、貸出しができるようにしております。

配布しているタブレットについてはですね、図書館の専用のアイコンをですね、配置しまして、閲覧しやすい環境を整えて、貸出しの促進を図っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○委員（橋本徳一郎君） それでいくと、専用

のアプリか何かを入れてということになるんですかね。

○生涯学習課長（高崎博文君） ちょっとアプリというのが正解か分かりませんが、図書館に直接アクセスできるように、電子図書館のほうに直接アクセスできるようにはしてございます。

○委員（橋本徳一郎君） 分かりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今の関連でよろしいでしょうか。タブレットとリンクをされるということだったんですけど、例えばタブレットをお持ちでない一般の方という方への対応というのはどういうふうな考えを持っていらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習課長（高崎博文君） 一般の方への貸出しにつきましては、まずは市立図書館の図書貸出カードを作っていただきます。それから、電子図書の申込みの登録を図書館のホームページ上でできますので、そちらで行うか、図書館に直接出向いて手続を行うか。どちらかの方法で、電子図書の申込みの手続を取っていただきます。

それから、貸出しに当たりましては、市立図書館のホームページに画面がありますので、電子図書館のサービスを受ける。そちらのほうにアクセスをしまして、電子書籍を借りるというような手続になります。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 教育費の新型コロナウイルス感染症の防止対策で、保健衛生用品を今度、校長裁量で購入していただくということで、各校に割り当ててあるんですけども、特別支援学校だけは、1校当たりの配分が大きめになっていきますけど、これは、小学部、中学部、高等部というような感じの3校分というよ

うな見方をすればいいのか、どういった配分で考えられたのかというところをお聞かせいただけますか。

それと、もう一つ関連して、各学校に100万円ぐらいの、100万円ちょっと超えるような予算配分ですけど、これは何か、実績から持ってこられたのか、エイヤーでこれぐらい必要だというようなことなのか、その辺りを詳しく教えていただけますでしょうか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 教育政策課の田中でございます。

議員お尋ねの件なんですけども、まず、特別支援学校、それと小中学校に対しますこの補助金については、2分の1が県補助、国の補助と県補助を使う関係上、児童生徒数の人数によって上限額があらかじめ設定されております。

ちなみに、300人までの小中学校でしたら45万円、500人までの小中学校でしたら67万5000円、501人超えますと、90万円、特別支援学校には1校当たり180万円という規定がございます。それに応じて、学校のほうに、校長先生を通じて照会かけまして、それぞれの費目で予算計上しているところがございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） すいません、もう一つ、校長裁量ということで、裁量の範囲、非常に校長先生も悩まれる部分があるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと話ずれてしまうんですけども、自治体に交付金が交付されたとき、モニュメントに使ってですね、地域活性化でこう、もちろんコロナ対策だと主張されたような自治体もあったみたいですけど、そういったところから校長先生の裁量という部分では、どういった、何かこう、教育部のほうから校長先生のほうに、こういったものに使ってほしいみたいなことが、何というんですかね、通達というか、指示してあるのかどうか、その辺りち

よっとお聞かせいただけますか。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 失礼します。本事業につきましては、先ほどの説明にもありましたとおり、令和2年度から継続して実施しております。各年度で特に臨時交付金や補助金等を使うのは精算をしております。

その中で、今、委員が御心配されておりました、例えばコロナ対策にちょっと程遠いんじゃないかとか、説明ができる範囲の中でお願いをしますということで、今年度もお願いしております。

項目といたしましては、消耗品と備品購入、それと賃借料について、それぞれの学校でのコロナ対策費でお願いいたしますということで、確かにいろんな部分で目的が外れているのではないかなというのもございますけども、その辺りは予算要求と、我々の、財政課との予算交渉の中で精査をしていくところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。質問、違う項目に変えさせてもらいます。

学校給食の補助ということで、私、個人としては、非常にうれしく思うところです。非常に、食べ盛りですか、成長期の中においてですね、食を確保していただくというのはありがたい話なんですけども、ちょっと説明を聞いたんですけど、私、すんとこう落ちる部分があったもので、できなかったものですから、通常で費用でいったら、学校給食費が幾らに、今の時点になるというふうな想定をされているのかということで、この4800万円、本当に4800万円を上昇分をカバーできているのか。その辺りを確認させていただければと思うんですけど。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） すみません、学校給食費については、現在本市では学校給食会であったり、単独でのそれぞれの学校

で作るような単独調理校というものが混在しております。それぞれの施設で学校の給食費の単価は違っております。

現在でありますと、大体1食単価でいきますと200——幼稚園、小学校、中学校とございますので、230円から300円程度で、それぞれまちまちでございますけれども、それぞれ昨今の上昇等を考えながら、毎年毎年、給食費の見直しは行っております。

今年度につきましても、4月から一部のところでは見直しを行った経過もございますので、その見直しの分を勘案しまして、年間の金額を給食費から減額すると。保護者の負担を減らすというところで、今回お願いをしているところでございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 値上がりになったところの分は、例えば300円としとってですね、310円になった分の10円分を落としますよということと理解ができるんですけど、値上げ前だったところ、例えば300円のままでそのままされていたところ、今後値上げをしようかなというふうなところだと思うんですけど、今からの値上げの部分も含んで、値下げになるというふうな認識でいいんでしょうか。その部分をちょっと。

○理事兼教育政策課長（田中智樹君） 各学校、単独調理校とか、給食センターではですね、やっぱり今後も給食を安定的に提供していくために、先ほど申しましたように、毎年、給食費については検討を行っております。その中で、今ありましたように据置きをなされたところ、今回4月から値上げをされたところがございます。

実際、4月から値上げになりましたのが大半を占めます。この学校給食会から供給しておりますところ、32の学校と保育園、幼稚園でございます。単独調理校においても1校において

値上げを行ったところでございます。

大体、金額のばらつきがありますけれども、安いところでは月額100円、高いところでも月額500円というところで、今後も値上がりを今の情勢ではしていくところではございますけれども、各調理校、学校に問合せをしましたところ、今年度までは大変厳しいですけれども、今の内容で何とか頑張っていきたいというところで、このままの情勢が長く続きますと、来年度は、今回値上げをしなかったところも、値上げに踏み切らざるを得ないところもあるというところで、お話をお聞きしているところでございます。

その分も勘案しまして、月額500円の12か月分というところで、今回、給食費の値下げをしながら、家計の負担を助けるというところで計画したところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 学校給食の関係です。物価上昇がですね、非常に社会問題となって取り上げられております。非常にタイムリーなところで、給食費の補助という形が出てきたのかなというふうに思っているんですけども、今、答弁の中で、年度で見直しをかけているようなお話もございました。

非常に物価がどうなっていくのかという先行き不透明な部分がございますので、できれば、上期、下期というふうなですね、四半期ぐらいでの検討というふうなところも必要なのではないかなというふうに思います。

そういった面からすると、今回のようにタイムリーな補助、有効な補助をですね、今後も検討、お願いしておきたいというふうに申し上げます。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、第9款・教育費についてを終了します。

執行部入替えのため、小会します。

（午前10時25分 小会）

（午前10時27分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長（福祉事務所長兼務）（丸山智子君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部長の丸山です。本日は大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております、議案第46号・八代市一般会計補正予算・第3号、第3款・民生費につきましては、福本健康福祉部次長が、その後、議案第59号・追加提案いたしました補正予算第4号の第3款・民生費につきましては、担当課長でございます辻田こども未来課長が、また、事件議案の議案第51号・専決処分の報告及びその承認につきましては、白川健康福祉部次長が、議案第49号の専決処分の報告及びその承認につきましては、西田理事兼国保年金課長、条例議案でございます、議案第58号・八代市介護保険条例の一部改正につきましては、中村介護保険課長がそれぞれ詳細につきましては御説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（福本桂三君） おはようございます。（「おはよ

うございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の次長の福本です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第46号・八代市一般会計補正予算・第3号中、健康福祉部所管分について御説明します。

予算書3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項1・社会福祉費に3000万円を追加し、補正後の予算額を122億4805万円とし、また、項2・児童福祉費に4843万5000円を追加し、補正後の予算額を97億8874万7000円としまして、民生費の総額を252億5150万1000円としております。

続きまして、12ページをお願いします。

歳出の具体的な内容を御説明します。中段の表をお願いします。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費です。

新型コロナウイルス感染症対策事業に伴う生活困窮者自立支援金として、扶助費3000万円を計上しております。

国の新型コロナウイルス感染対策事業の一環として、本市におきましても、感染症の影響により生活に困窮する世帯に対し、令和3年7月から令和4年3月末までを申請期間として、生活困窮者自立支援金を支給していたところでございます。

しかし、全国的に感染症による影響が長期化する中、国が今年2月に申請期限を6月末まで延長し、さらに4月には8月末まで延長したことに伴いまして、本市においても、国の申請期限の延長に呼応し、申請期限を延長して支援金を支給するものです。

これまでの支給対象世帯数や支給額の実績を踏まえ、新規申請世帯を1か月当たり15世帯

と見込んで支給額を算定しております。なお、4月分と5月分の新規支給対象世帯の支給につきましては、既決の予算で対応させていただいております。

支給対象者は、都道府県社会福祉協議会が実施する、総合支援資金及び緊急小口資金の特例貸付けの、初回貸付け、もしくは、再貸付けを受けた、または受けている世帯や、再貸付けの申請をしたが、不承認となった世帯となります。また、世帯員の収入や、100万円を上限とした金融資産の限度額、公共職業安定所などでの求職活動等に関する要件もございます。

支給額は、1月ごとに、単身世帯は6万円、2人世帯は8万円、3人以上の世帯は10万円で、3か月間支給します。

なお、特定財源として、全額、国からの交付金を予定しております。

続きまして、下段の表、項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費です。

放課後子ども環境整備事業に伴う負担金補助及び交付金に、2179万5000円を計上しております。これは、放課後児童クラブの運営に必要な施設整備に要する経費の一部を補助するものです。

対象となる、みずほ学童クラブは、現在、社会福祉法人八代市日奈久北部福祉会が、みずほ保育園の園舎内で運営しております。このたび、同一敷地内に新設移転を行うことにより、十分な活動スペースを確保し、活動環境の改善を図るとともに、受入れ児童数を増やし、待機児童の解消につなげるものでございます。

なお、特定財源として、国からの交付金を3分の2、県からの補助金6分の1を予定しております。

次に、目3・保育所費です。

新型コロナウイルス感染症対策事業保育所等に伴う負担金補助及び交付金に2664万円を計上しております。これはコロナ禍における物

価高騰の中、保育所等における給食の食材費も値上がりしており、これまでと同様に質が確保された給食を子供たちに提供するため、保護者に対して負担増を求めることなく、食材費の値上がり相当分を市が保育所等に補助するものです。

補助対象は市内の給食を提供する私立保育所、認定こども園など57か所で、対象児童数を4440人と見込んでおります。

補助額は、現在の給食材料費を上回る価格高騰分として、児童1人の1食あたりの値上がり相当分20円で、一月当たり25食、児童1人当たり月額500円と想定し、年額6000円を基準として算定しております。

なお、特定財源として、全額を国からの交付金を予定しております。

以上が健康福祉部所管分の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） すいません、一番最初、新型コロナウイルス感染症対策事業の中の生活困窮者自立支援金ということで、対象世帯員の説明の中で、再貸付けについて不承認とされた方という御説明だったと思うんですけども、不承認されて今回承認されるという、何か矛盾したようなところを感じられるんですけど、どういうケースがこう不承認になっているんですかね。それを今回どういう形でカバーしていこうとされているのか。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） 生活援護課の鶴田でございます。よろしく願いいたします。

この特例貸付けにつきましては、都道府県社会福祉協議会がですね、申請を受け付けて審査をして、貸付けを行っているという制度でございますが、この貸付けに対しまして、審査の

段階で不承認となったということでございますが、これにつきましてはですね、不承認になった理由というのはですね、明らかにされておられません。

それで、つまり国のほうは新型コロナウイルスの影響でですね、生活困窮になられた方に対してですね、貸付けを行うという制度を行っておりまして、その貸付けが、再貸付け、あとはもう貸付けが受けられないという方に対してですね、この生活困窮者自立支援金と、今回はこれは支給ということで、給付ということでございますので、返済の必要がないのでございますが、その対象にですね、その貸付けを受けられなかった方も加えるという趣旨でございます。

以上お答えいたします。

○委員（大倉裕一君） 今回は緩やかに、もう困窮者のほうに寄り添うというような、そういう趣旨の部分は感じられるんですけども、逆にその対象者の方というのは、前回不承認になったのに、今回申し込んでから本当に受けらるっとかというような不安感といいますか、行政に少し不信を持たれている部分もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺りはどう払拭されて、今回の事業を有効なものにしようとしておられるのか。もう1点お聞かせいただきたいと思います。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） この自立支援金につきましては、都道府県の社会福祉協議会、本市の場合は熊本県社会福祉協議会から貸付けを受けられた方及び不承認になった方のデータをそのまま情報提供していただいておりますので、直接その申請漏れがないように、支給の対象になる可能性がありますということで、申請をなさいませんかという御案内をしております。

申請なされましてから——、すみません、相談をなされまして、その案内の中に、支給要件とかですね、求職要件を明示しておりますの

で、その基準内であれば受けられるということでございますので、そこで御不安は、不承認になった方の御不安は払拭できるというふうに認識しておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 質問変えていいですか。ありがとうございました。

放課後子ども、児童クラブの補助の件でお尋ねをしたいと思います。

待機児童解消という説明もあったかと思うんですけど、実際、待機児童どれぐらいいらっしゃるのか。今回の件で、きちんとその待機児童が解消されることにつながっていくのか、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○こども未来課長（辻田美樹君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）こども未来課の辻田です。どうぞよろしくお願いいたします。

令和4年度の学童保育の待機児童数ですが、待機児童数が34名となっております。今回の御提案させていただいております、みずほ学童クラブの開所をしましても、定員が40から45に増えるということで5名の増加になりますので、全部を解消できるということではありませんが、少しずつ対処、待機児童の解消につながるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかありませんか。

○委員（橋本幸一君） 今の待機児童、放課後児童クラブの件ですが、待機児童がまだあるということで、やっぱ校区によってですね、非常にその温度差があるかと思うんですが、結局それをサービスする団体と、それからそれを受け入れる——何て言いますか、地域の条件といたしますか。そこがうまくいってないケースも多々あるやに聞いているんですが、その辺の窓口つ

ていいですか、調整というのがどのような今、状況下にあるのか、ちょっと今難しいかと思いますが、できる範囲で結構ですので。希望がありながら、なかなかその、受入れ団体との調整がうまくいってないというか、分かるかな。

○こども未来課長（辻田美樹君） 実際に運営をしている団体と、あとサービスをお願いする保護者さんの間の中で、やはりあの地域によっては、議員がおっしゃったとおり、自分が希望する地域に十分な数がないということで、送迎があるようなところに申込みを変えられたりとか、あと、実際にもう入れられないということで、御家族のほうで対応されたりという事例があると思っております。

その辺りは、また、定員に余裕があるところもございまして、地域の特性を見ながら今後検討を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（橋本幸一君） これはもう、後のあれになるんですが、確かに地域によって温度差があるとき、余りがあるところは送迎でというですね。しかし、やっぱり原則、例えばその校区なら校区内です、その放課後児童クラブが、しっかり満たされたほうが保護者としても安心するし、子供たちもその送迎の時間というのは非常に、またいろいろ問題もあるかと思っておりますので、できるだけ、大変かと思いますが、それについては、この地域内で、待機児童を歓迎するような、そういう方向で執行部のほうも頑張っただけであればと、これは後の提言一。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（中山諭扶哉君） 関連なんですけど、恐らく今言われた中に日奈久の待機児童の数って、ないと思っているんですけど、割合とか分からないですよ、今ですね、恐らくですね。まあ、温度差が地域によって、かなりあるんじゃないかなと私も感じたところです。

どうなんでしょうか、その偏りっていうのが、ほかの地域とかあるんでしょうか。待機児童のですね。

○こども未来課長（辻田美樹君） 確かに、地域によって待機、利用定員に達していないところ、あと、待機児童が発生しているところがあります。やはり太田郷のほうですとか、あと、鏡のほうでも少し待機児童が発生しておりますので、また委員がおっしゃったように、日奈久のほうでは、定員に至っていないと、まだ少し余裕があるという状況がある校区があるというのが事実となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） ちなみになんですけど、先ほど待機児童34名ということでした。この、今回みずほさんのエリア、校区外からの要望者というのがどれくらいあるんですか。それは分からないですか。（「これが広がってからの話——」と呼ぶ者あり）ばってん、待機児童34でしょう。今度45に広がったでしょう。

○委員長（中村和美君） 分からなければ、大倉委員、後でよかかな。

○委員（大倉裕一君） 自分はよかですけど。

○委員長（中村和美君） 分かりますか、分からなければ後で。

○こども未来課長（辻田美樹君） はい、後でお持ちします。みずほさんの校区外からの児童さんの数——申し訳ありません、手元にちょっと資料がありませんので、みずほ学童クラブの校区外からの学童の方——（「要望ちゅうかですね」と呼ぶ者あり）後でお持ちしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本幸一君） 先ほどの待機児童です

が、校区のほうで、校区内で完結するためにはどうしてもですね、ほかの部署との横断的な情報交換といますか、やっぱその辺も含めていかんと、これは進まんとじゃないかなという、そういう思いもしておりますので、ぜひほかの部署との横断の情報交換しながら、この解消に当たっていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（金子昌平君） 生活困窮者自立支援金、これは前回のやつと今回のやつちょっと取り方が違うというかですね、的が違うと思います、中の。しっかりとした丁寧な情報発信をちょっと徹底していただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 教育部にも申しあげましたけれども、保育所の給食費ですね、こちらのほうも物価上昇、これから先、不透明な部分もございますので、四半期ごとに検討されるなど、丁寧な値上がり対策といますか、状況判断と対策をタイムリーに打っていただくようお願いをしておきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4

号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども未来課課長の辻田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

八代市議会6月定例会議案（その2）の、議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算書・第4号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分について御説明いたします。

予算書4ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございます。

款3・民生費、項2・児童福祉費に3405万5000円を追加し、補正後の予算額を98億2280万2000円とし、民生費の総額を252億8555万6000円としております。

それでは、9ページをお願いいたします。

上の表の款3・民生費、項2・児童福祉費、目4・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費でございます。

熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金給付事業に3405万5000円を計上しております。

子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯につきましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰が家計を直撃し、非常に厳しい状況に直面しております。生活支援を行うため、国事業による子育て世帯生活支援特別給付金を支給している状況です。

この国事業の給付内容につきましては、議案第51号・専決処分の報告及びその承認についての中で詳細を説明させていただくこととしております。

今回の県事業の給付金につきましては、独り親世帯が置かれた社会情勢を踏まえ、国事業の給付に県が独自で上乘せされることを受け、低所得の独り親世帯を対象にさらに支援を行うものでございます。

支給対象者は、国事業における低所得の独り親世帯と同一となっており、主に児童扶養手当の支給を受けている者でございます。また、公的年金の給付を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者に加え、感染症の影響を受け家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象になる水準に下がった者も対象となります。

支給対象世帯数を1400世帯、第2子以降の児童数を800人と見込んでおり、給付額は1世帯当たり2万円に加え、第2子以降1人につき5000円を加算することとしております。

支出のうち主なものとしては、職員手当として時間外勤務手当89万1000円、システム改修に要する委託料66万円、負担金補助及び交付金に給付費3200万円などを計上しております。

また、特定財源として県支出金10分の10がございました。

これで、議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ないですか。

○委員（橋本徳一郎君） 恐らく、申請手續については、どういうふうな形になったの。

○こども未来課長（辻田美樹君） 今現在、国事業による子育て世帯の給付金事業をしております。国事業の中の独り親世帯と同一の方に支給することになりますので、原則、申請は不要で支給をするということにしております。

以上、お答えいたします。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前10時53分 小会）

（午前10時53分 本会）

◎議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第51号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部次長（福祉事務所次長兼務）（白川健次君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部白川でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

議案第51号・専決処分の報告及びその承認

について、議案書の33ページからの令和4年度八代市一般会計補正予算書・第2号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分について御説明いたします。

なお、補正予算の内容は、国の新型コロナウイルス感染症に関する支援策である臨時特別給付金や、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について、早急な対応を行う必要があることから、令和4年5月20日に専決処分を行ったものでございます。

まず、36ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項1・社会福祉費で、補正額5億456万4000円を追加し、補正後の予算額は122億1805万円に、また、項2・児童福祉費で、補正額1億8860万4000円を追加し、補正後の予算額は97億4031万2000円としております。民生費の総額は、2つ上になりますが、251億7306万6000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、補正額1億9113万2000円を追加し、補正後の予算額は22億3075万8000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、42億2677万9000円としております。

続きまして、42ページをお願いいたします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

上段の表の款3・民生費、項1・社会福祉費、目6・住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費で、補正額5億456万4000円を計上いたしております。これは、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、住民税非課税世帯等に対して、現在支給を進めております臨時特別給付金について、支給対象に令和4年度住民税非課税世帯が追加されたことから、必要となる経費を補正したもので

ございます。

支給額は1世帯当たり10万円で、今回追加された支給対象世帯は、令和4年6月1日の基準日において、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯でございます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯についても、継続して臨時特別給付金の支給対象者として実施してまいります。

支出のうち主なものでございますが、確認書発送の郵便料等の役務費やシステム改修のための委託料などの事務費と、給付金の給付費でございます。なお、給付費は、支給対象世帯を約5000世帯と見込んで計上いたしました。

なお、特定財源として国庫支出金が10分の10あります。

スケジュールとしましては、住民税均等割が非課税で、支給対象世帯になると思われる世帯には、6月下旬にプッシュ型で確認書等を発送し、返送いただいた確認書について審査の上、7月から支給を行うこととしています。また、家計が急変した世帯については、申請を受け付け、審査後、随時支給することとしています。

次に、下段の表になりますが、款3・民生費、項2・児童福祉費、目4・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、補正額1億8860万4000円を計上しております。これは先ほど、議案第59号の八代市一般会計補正予算・第4号の説明の中でもありました、国の事業による子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うものでございます。

支給対象者は、令和4年4月分の児童扶養手

当の支給を受けている者や、18歳までの子供がいる子育て世帯のうち、令和4年度の住民税均等割が非課税世帯の者、感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が一定の水準以下となっている世帯の者などです。

給付額は、児童1人当たり5万円です。

支出のうち主なものでございますが、職員の時間外勤務に対する職員手当等や、通知書発送の郵便料等の役務費などの事務費と給付金の給付費でございます。給付費は、支給対象世帯数を約2150世帯、児童数を約3700人と見込んで計上いたしました。

なお、特定財源として国庫支出金が10分の10あります。

スケジュールとしましては、支給対象者のうち、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者につきましては、6月9日に案内通知を発送しており、6月24日に1回目の支給を行うこととしております。また、令和4年度の住民税均等割が非課税世帯の者には、6月下旬に案内書を発送し、7月中旬から支給いたします。また、家計が急変した世帯等については、申請を受け付け、審査後、随時支給することとしています。

43ページをお願いいたします。

最後に、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費で、補正額1億9113万2000円を計上しております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、4回目の接種を実施するに当たり、必要となる経費を補正したものでございます。

接種対象者は、3回目の接種から5か月が経過した60歳以上の方と18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方などとなっております。60歳以上の方については、接種率を3回目接種者の92%と見込み、また、18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患のある方などを約10%と見込んでおり、合計で4万5400人の

方が接種されると想定しております。

支出のうち主なものでございますが、接種券発送のための郵便料としての役務費や個別接種を行う医療機関への業務委託、集団接種会場の設営・運營業務委託などの委託料です。

特定財源として、全額、国庫支出金と県支出金があります。

なお、4回目の接種につきましては、6月1日から開始しており、60歳以上の方には接種券を5月26日から送付しています。また、18歳以上60歳未満の方には、3回目の接種から5か月を経過する1か月前をめどに案内文を送付し、基礎疾患のある方などで接種を希望される方のうち、3回目の接種から5かを経過する方に接種券を送付することとしております。

以上で、議案第51号・専決処分の報告及びその承認についての説明とさせていただきます。御承認のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） ワクチンの4回目ですけど、全国的にはあまり進んでないようなことも言われてます。実際受けたくないという方もちょっと、周りにもおられたりとかもするんですけども、八代市はどういうふうな状況なのかなと思ひまして。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） 健康推進課の森田でございます。よろしく願いいたします。

現在、八代市のワクチンの接種状況でございますが、4回目につきましては、6月1日から開始しておりまして、4回目の方は3回目を接種してから5か月経過した方が接種可能となっております。

4回目接種の状況ということでございますが、3回目接種のほうが、国で全体的に若い方が接種がちょっと少ないという状況ではございますけれども、本市におきましては、高齢者6

5歳以上の接種状況は、現在3回目が91.5%となっております。また、12歳から64歳の接種状況でございますが、こちらは58.8%の状況です。

総人口に対しての接種状況でございますが、3回目につきましては、現在64.4%の接種率となっております。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） まあ、できるだけ、重症化、後遺症なんかも軽くなるとも言われていますんで、受けていただけたらなと思うんですが、すみません、意見になりました。

あと、4回目のリスク、重症化リスクや基礎疾患を有する者に対してということ、これ区分けが難しいというふうに聞いているんですけども、その案内のほうはどういうふうな形で区分けられていますか。

○健康推進課長（子育て世代包括支援センター所長兼務）（森田克彦君） 4回目接種の対象者につきましては、60歳以上の方は、年齢で接種が可能でございますが、18歳以上60歳未満の方は、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者と対象者となっております。

市のほうでは、基礎疾患をお持ちの方の対象が把握できておりませんので、まずは3回目接種から4か月経過時に案内のはがきを送付しまして、基礎疾患等は国が示しております範囲、基準がございますので、それに照らし合わせて、接種希望の方はコールセンターのほうに接種券の発行を依頼していただくこととしております。

最終的には、予診の際に市が最終的に確認をすることとなっておりますが、問診の内容とかを確認しながら、接種をしていただくこととしております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入替えのため、小会します。

（午前11時07分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎議案第49号・専決処分の報告及びその承認について（八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、議案第49号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保年金課の西田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） 議案第49号・専決処分の報告及びその承認につきまして、議案書は25ページから27ページでございますが、説明につきましては、議案第49号関係資料、八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を用いて御説明をさせて

いただきます。

まず、1、専決処分の理由及び改正の趣旨でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げ等に係る地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布、4月1日施行とされたことに伴い、3月31日付、専決処分にて本市の国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

次に、2、主な改正の内容でございますが、課税限度額の引上げについて、下の枠内を御覧ください。

国民健康保険税のうち、被保険者の医療給付に係る基礎課税額の課税限度額を現行の63万円から65万円に引き上げ、75歳以上の高齢者の医療費を支援するための後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の19万円から20万円へ引き上げるものでございます。

なお、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護保険料である介護納付金課税額に係る課税限度額は、17万円据置きとなっております。

最後に3、施行期日は令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第49号の御報告といたします。御承認のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

○委員（大倉裕一君） もう少し丁寧な説明があってもよかったのかなと思って聞いてたんですけども、基礎課税額が63万から65万に変わって、保険者の人数とかがどう変わるのか、財政への影響がどういうふうになるのか。

同じく後期高齢者支援金、こちらのほうも19万から20万になるということで、どのように対象者がどう変わって財政がどう変わっていくのかということをお聞かせください。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） 基礎課

税と後期高齢者課税をまとめてちょっと計算を、試算をしてみたんですが、影響を受ける世帯が約700世帯でございます、それによりまして、財政上、税収の増える、増額する見込みが約2200万円増額すると見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） 次、後期高齢者の一。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） すいません、後期もまとめて。

○委員長（中村和美君） だったですか。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） はい、まとめての。

○委員（大倉裕一君） 700世帯が増額になるということですよ。市のほうとしては、もうやむを得ないという判断なんですか、この部分。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） この改正につきましては、地方税法の改正によりまして行わなければならないというものでございますので、やむを得ないものと考えております。

○委員（大倉裕一君） この前もお話、意見を申し上げたと思うんですけども、これまでの累積赤字をですね、1世帯3000円ずつ、基礎額の中に加えていらっしゃったというふうに思います。そういったところと組み合わせて考えたときに、やっぱりこの3000円という部分を一旦白紙に戻さなければならぬんじゃないかなと私は考えているんですけど、その後、何か御検討されておりますか。

○理事兼国保年金課長（西田裕一君） 税率につきましてはですね、今年度、検討をしていきたいと考えております。

○委員（大倉裕一君） 市民の負担が物すごく増えてきてるじゃないですか。もう少しこう、タイムリーな検討をお願いできないかなというふうに思っております。もう意見になりました

けど、その程度にとどめておきます。

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 今のを意見として採用しとっていただければと思います。

○委員（橋本幸一君） 私は一方、この国保財政については、やはりあの3000円の部分、前回と同じような意見になりますが、やはり基金を持つようにですね、ある程度余裕のある、そういう財政運営でなければならぬと思っておりますので、そこはしっかり対応していく必要があるかと思えます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの要望に加えて、一般財源からのですね、枠外の繰入れという部分もやむを得ない時期に来ているんじゃないかというふうに思いますので、その点も含めて御検討をお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第49号・八代市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

小会します。

（午前11時15分 小会）

（午前11時16分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

先ほど、議案第46号におきまして、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

○こども未来課長（辻田美樹君） こども未来課の辻田です。よろしくお願いいたします。

先ほど、議案第46号の中で、大倉委員に御質問いただきました、みずほ学童クラブの中で、校区外から何名の学童が来ているかという点についてお答えいたします。

令和3年度、みずほ学童クラブの利用者34名中19名が校区外から、令和4年度、41名中20名が校区外からの利用となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（中村和美君） ただいま執行部から説明がありました内容につきましては、御承知お祈いたします。

◎議案第58号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第58号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○介護保険課長（中村光宏君） 介護保険課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○介護保険課長（中村光宏君） 議案書は59ページになります。

議案第58号・八代市介護保険条例の一部改正についてでございます。

内容の説明につきましては、お手元にお配りしております資料、右肩に令和4年6月21日文教福祉委員会、議案第58号、介護保険課とあります八代市介護保険条例の一部改正についてを基に説明をさせていただきます。

最初に、1、改正の趣旨でございます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する国からの財政支援が令和4年度分も継続して実施されますことから、八代市介護保険条例の一部を改正するものでございます。

次に、2、改正の概要でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、減免の要件を変更するものでございます。

変更点につきましては、第1号被保険者の介護保険料の減免対象期間が変更となるものでございます。これまで令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間内に納期限のある保険料が減免対象となっておりますが、この期間の減免期間が終了となり、今回減免の期間が継続されたことに伴い、令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間内に納期限のある保険料が減免対象とされましたことから、条例の附則第7条第1項中の期間を、現行の令和3年4月1日から令和4年3月31日を、新たに令和4年4月1日から令和5年3月31日に改めるものでございます。

次に、3、施行日でございますけれども、公布の日からとし、適用日につきましては、令和4年4月1日からとしております。

なお、説明資料の中ほどから下の部分につきましては、参考としておりまして、対象者及び保険料の減免等についての基準を載せております。こちらの基準につきましては、これまでと内容に変更はございません。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 単純な質問なんですけど、これ3月定例会に間に合わなかったんです

か。

○介護保険課長（中村光宏君） 国からの財政支援の通知のほうがですね、今年度の3月の末頃に来ましたものですから、3月の定例会のほうには間に合わなかったということになります。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） これまでの新型コロナウイルスの感染の影響の証明というところで、なかなか認定が難しいという方もいらっしゃるって聞いているんですけども、そういった方の対応はどうなるんですか。

○介護保険課長（中村光宏君） 基本的に御本人さんの申出ということになりますけれども、こちらの減免につきましてはですね、収入一、実際コロナの影響によってですね、収入が減少された方が対象になりますので、その辺りを見て判断していくような形になるかと思いません。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほど申し上げた新型コロナウイルスの影響っていうことですよ。それに対しての配慮というか、直接ではないけれども、かなり大きな影響を受けるっていう業者もかなりあると聞いています。

そういう方に関してもですね、証明が難しいということもありますが、いろんな、各種で、いろんなところに手配して書類を出したけども、結局認めてくれなかったという方もおられたって聞いているので、ぜひそういう部分はどうですか、配慮していただいて、生活苦に対しての配慮ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決します。

議案第58号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

（執行部 退席）

○委員長（中村和美君） 以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題として調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないですね。

以上で、所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午前11時24分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年6月21日

文教福祉委員会

委員長